



甲賀市水口町本丸1-20 みなくるプラザ

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp

R6 (2024).10 発行



改訂・薬物乱用防止教室内容

薬物乱用防止教室のわらい ～薬物乱用を始めさせないこと～

警視庁によりますと、去年大麻を所持したり栽培したりしたなどとして警察に検挙された人は、全国で6482人と過去最多を更新しました。10代と20代が全体の70%以上を占め、特に若い世代での大麻の蔓延が深刻になっています。10代のうち、中学生が21人、高校生が214人、最年少は14歳でした。

大麻は、含まれる成分が脳に作用してさまざまな精神症状を引き起こすだけでなく、脳の一部を委縮させるための認知機能に影響を与えるとも指摘されています。特にこれから成長をする若者の脳に大きなダメージを与えることになります。

大麻は安全だという誤った認識が広がっていることやSNSの普及で密売グループとの接点がうまれやすくなっていることなどが、大麻蔓延の背景にあるようです。

甲賀市では甲賀市少年補導委員会が各小学校に出向き、薬物乱用防止教室を実施しています。地区ごとに、少年補導委員が、チームで学校の規模や児童の実態に合わせて指導内容を検討して指導しています。今年度、社会状況や児童の実態が大きく変化してきたことから、指導する内容を改訂しました。

下記のような視点を大切に、甲賀市の小学校6年生児童に実施しています。



改訂で大切にしたい視点

- ① 誰にでも起こり得る問題であること
 - ② 「禁止されている」行為であることをはっきり伝えること
 - ③ 害や怖さのみを強調せず、充実した人生につながる積極的なメッセージを伝えること
 - ④ 6年生の発達段階で理解できること
- などを大切に少年補導委員・警察・少年センターの専門性を生かした指導ができるようにしました。

10月11日

「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」

薬物の危険性・有害性をより多くの国民に知っていただき、一人ひとりが薬物乱用防止に対する知識を高めることにより、薬物乱用の根絶を図ることを目的としています。

子どもたちには、以下の流れで授業を行っています。

(1) 薬物とは？

健康な体の状態に戻すのを助けるためのもの。必ず、飲み方・使い方には決まりがあり、必ず体のためになる。病気やケガをした時以外に使う薬はない。



1回でも使用すると薬物乱用！

(2) 薬物乱用とは？

医薬品を病気やけがを治す目的以外で使ったり、医薬品以外の化学物質を不正に使用したりすること。

「乱用」は、何度も使用することではなく、本来の目的以外の不適切な方法(間違った方法)でたとえ1回でも使用をすると「薬物乱用」。また、不正な薬物は持っているだけでも犯罪。

(3) 薬物の害

薬物乱用で脳が傷つき正常な機能を果たさない。

乱用が脳・身体を傷つける！

(4) 薬物乱用の怖さ

- 幻覚・妄想による反社会的行動(事件や殺人)
- 運動機能や内臓機能の低下による交通事故・急性中毒死
- 感情コントロールができないことによる社会的不適応・人格障害などで体への影響
- 最も恐ろしいのは「薬物で傷ついた脳の神経は、元には戻らない。」
- 薬の耐性と依存で止められず、薬物の悪循環に陥る

あなただけの問題でない！

(5) 誘われた時の断り方

きっぱり断る。逃げる。その場から離れる。

それ以上、誘われても、聞かない。行かない。さわらない。断っても断ってもそれでも近づいてきたら相談。



悩んだときは、まず相談！

充実した人生を歩むためのメッセージ

自分を大切に自分の夢や目標に向かって歩んでいること、また、大切な人がいたり、健全で楽しいと思えることがあれば、薬物にのめり込むことはありません。

薬物の誘惑に負けない気持ちでいることが、大切な人を大事にし、自分の夢や希望に向かって充実した、しあわせな人生を歩んでいくことにつながります。



青少年を 泊めるはダメ 泊めてもらうのもダメ



～改正 青少年健全育成に関する条例～

◆深夜外出の制限規定の改正



2. 深夜外出の制限規定の改正

罰則：10万円以下の罰金または料料

深夜に、保護者の承諾などがある場合を除き、青少年をその住居等以外の場所にとどめおくことは、犯罪被害等に遭いやすく青少年の健全な育成を阻害する環境となるため、深夜外出の制限に追加されました。



連れ出す、同伴する

※深夜＝午後11時～午前5時

追加

とどめおく
(宿泊させるなど)



- 保護者は、特別な理由がある場合のほか、深夜に青少年を外出させないように努めなければなりません。
- 何人も、保護者の依頼または承諾またはその他正当な理由がある場合を除いて、深夜に青少年を連れ出し、同伴してはいけません。

罰則 10万円以下の罰金または料料

- 深夜に営業を行う者(コンビニエンスストア、映画館、ファミリーレストラン、スーパーなど)および従業者は、深夜に営業施設内または敷地にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければなりません。

R6 少年センター相談受理状況

R6年4月～R6年9月末合計延べ823件(R5年9月末まで693件)

面談等247(200) 電話453(466) メール123(27)

	内 容	R 6 9月 末	R 5 9月 末	内 容	R 6 9月 末	R 5 9月 末
非 行 相 談	盗癖・窃盗	26	13	暴力行為	21	38
	校内暴力	28	23	家庭内暴力	21	9
	たかり・恐喝	0	2	薬物乱用	0	7
	飲酒	0	0	喫煙	2	0
	家出	4	14	無断外泊	11	7
	深夜徘徊	2	3	金銭乱用	43	3
	道路法違反	8	2	怠学	1	0
非 行 相 談 以 外	不登校	41	78	学校・学業	16	44
	就職・仕事	1	22	家庭	18	9
	しつけ生活	435	347	交友	110	10
	性	4	3	発達障害	0	0
	心の病	3	0	健康・身体	2	0
	いじめ	17	48	虐待	8	8
	有害環境	1	0	その他	0	3

○相談者内訳

本人	121	139	家庭	333	159
学校	176	171	職場	0	10
関係機関	156	203	その他	37	11

○相談対象少年内訳

小学生以下	37	53	中学生	416	209
高校生	114	130	学生その他	145	65
有職少年	74	176	無職少年	37	60

困ったときは ひとりで悩まないで

気軽にお電話を!



秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ(9時00分～16時00分)

年末年始、土、日、祝日は休み

0748-62-6010 k-syonen@city.koka.lg.jp



◆相談の現状

本年度9月末時点では、延べ受理件数が823件で前年同時期693件の約1.2倍(+130件、+19%)となっています。

特に、夏休みの後半から新学期にかけて、8月9月の2ヶ月間が急増しました。

夏休み中に深夜徘徊や無断外泊を繰り返していた中学生の相談が増加し、2学期に入ってから遅刻や怠学、今までの飲酒・喫煙などの非行行為についての相談を保護者や本人から受けています。学校や教育委員会、甲賀警察署生活安全課とも連携・協力をしながら継続した指導を続けています。

◆窃盗や威力業務妨害などの行為

夏休み中の8月に甲賀警察署や甲西駅前交番のバイクに消火剤がまかれた事件が新聞やテレビなどで報道されました。その後、関与した15歳から16歳の市内の高校生を含む少年5人が逮捕されています。

◆善悪のハードル

深夜徘徊や無断外泊などの基本的な生活習慣が非行の要因の一つとも言えます。現実問題として、中高生が夏休みに2週間近く自宅に戻らず、「自宅で寝ていない。」状態が起こっていたことは、青少年の健全育成の観点からもよくないことです。もちろん、上記に挙げています青少年健全育成に関する条例にも反します。関係している少年の保護者、ご家族からも当然本人に指導をされていましたが、一旦、善悪の判断のハードルが下がった子どもは指導するのが難しくなるケースがあることも事実です。

このような問題行動をとるようになった子どもたちについては、それぞれの生活環境が違うので、一概に原因を決めることはできませんが、相談を受けていて、

『家庭に居場所がないと思っている子』

『家庭で会話が少ない子』

が結構いるように感じます。

子どもたちと家族の関係が難しくなり、家庭で養育に迷ったり困ったりされているようです。

今後も、ご相談者と一緒に問題を解決していきたいと思っています。

